

都道府県・ 政令指定都市名	23 愛知県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民文化局男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	14 人 (専任 14 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛知県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和51年7月31日 根拠: 愛知県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	愛知県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	あいち男女共同参画プラン2020~すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして~
改定・見直しの予定時期	令和3年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛知県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月26日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 2 年度まで 40 %		
	根 拠	あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～		
	目標設定の対象である審議会等の範囲	法令、条例により設置されている審議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(61)うち女性委員を含む審議会等数(61)	
	延総委員等数(941)		延女性委員等数(377)	女性比率(40.1)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(70)うち女性委員を含む審議会等数(66)	
	延総委員等数(2,638)		延女性委員等数(714)	女性比率(27.1)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(34)	
	延総委員等数(1,201)		延女性委員等数(385)	女性比率(32.1)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6)	
	延総委員等数(75)		延女性委員等数(14)	女性比率(18.7)
	目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	386 人 (令和 2 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		1
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1
	そ の 他	〔 審議会等委員への女性の登用推進要綱に基づく事前協議の実施 〕		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	642	42	6.5	50	2	4.0	70	5	7.1	522	35	6.7
	うち一般行政職	486	40	8.2	27	2	7.4	65	4	6.2	394	34	8.6
支庁・地方事 務所等	計	886	107	12.1	27	1	3.7	158	13	8.2	701	93	13.3
	うち一般行政職	411	20	4.9	9	1	11.1	53	1	1.9	349	18	5.2
全体	計	1,528	149	9.8	77	3	3.9	228	18	7.9	1223	128	10.5
	うち一般行政職	897	60	6.7	36	3	8.3	118	5	4.2	743	52	7.0
(内数)	警 察 関 係	264	8	3.0	31	0	0.0	5	0	0.0	228	8	3.5
	教育委員会	84	9	10.7	1	0	0.0	5	1	20.0	78	8	10.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	1,128	122	10.8	1,389	102	7.3
	うち一般行政職	668	106	15.9	117	34	29.1
支庁・地方事 務所等	計	1,343	243	18.1	2,015	86	4.3
	うち一般行政職	625	127	20.3	82	41	50.0
全体	計	2,471	365	14.8	3,404	188	5.5
	うち一般行政職	1,293	233	18.0	199	75	37.7
(内数)	警察関係	1,079	45	4.2	3,404	188	5.5
	教育委員会	205	80	39.0	0	0	

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	81	13	16.0	102	26	25.5	28	6	21.4
	うち一般行政職	46	8	17.4	85	25	29.4	11	6	54.5
支庁・地方事 務所等	計	188	21	11.2	329	92	28.0	247	14	5.7
	うち一般行政職	103	7	6.8	135	38	28.1	5	2	40.0
全体	計	269	34	12.6	431	118	27.4	275	20	7.3
	うち一般行政職	149	15	10.1	220	63	28.6	16	8	50.0
(内数)	警察関係	43	3	7.0	107	2	1.9	275	20	7.3
	教育委員会	21	3	14.3	30	15	50.0	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎		○		
補佐級	○		○			○	◎		○		
係長級	○		○			○	◎		○		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		全受験者 数 (人)	女性受験 者数 (人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験		8,896	814	9.2
昇 格 試 験		0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
全 体	計	1,122	420	37.4
	うち 上級	749	256	34.2
	うち一般行政職	345	149	43.2
	うち 上級	320	141	44.1
	うち警察関係	452	69	15.3
	うち 上級	263	45	17.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	愛知県女性総合センター		愛称・通称	ウィルあいち	
設置年月日	平成8年5月20日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：461-0016 住 所：愛知県名古屋市中区上野町1番地 電話番号：052-962-2511 FAX番号：052-962-2567 ホームページ：https://www.will.pref.aichi.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： コングレ・愛知グループ) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： コングレ・愛知グループ) ○ その他((公財)あいち男女共同参画財団)				
職 員 数	常勤 25 人、	非常勤 31 人	予算額	令和2年度 232,224 千円	
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 広報誌の発行、男女共同参画セミナー) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画人材育成セミナー・フォローアップ事業) ○ 3. 相談事業(主な事項 愛知県女性相談センターにおける相談事業) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリー運営) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 県民参加イベント) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 協働推進事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： あいち国際女性映画祭) ○ 9. 調査研究(主な事項 ウィルあいち情報提供事業) ○ 10. その他(主な事項： ワークライフバランス推進事業)				
男女共同参画・女性に関するもの					
※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人あいち男女共同参画財団		基金・基本財産額	100,000	千円
設置年月日	平成8年4月1日	出資者	愛知県		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 愛知県女性団体連盟、愛知県地域実践活動交流協議会	加盟団体数	17	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 啓発事業の実施)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 (内容: 市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催)						
---	--	--	--	--	--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施						
---	--	--	--	--	--	--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)						
--	--	--	--	--	--	--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	276,789	273,280	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	93,298	128,595	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○		
	⑬ その他	○		○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		
	1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	愛知県ファミリー・フレンドリー企業(2、7)、「あいち女性輝きカンパニー」認証制度(5～8、10、12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰(7～10)、「あいち女性輝きカンパニー優良企業」表彰制度(1、5～10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	あいち女性の活躍促進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画意識に関する調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合	年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 年次報告書の発行 ・ DV防止啓発資料の作成	2020年度版あいちの男女共同参画(2019年度年次報告書)の作成 DV被害を防止するために啓発資料を作成する。		10月
2. 表彰 ・ 男女共同参画推進活動者表彰	男女強度参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた者又は団体を表彰し、労苦を労うとともに、一層の活動を期する。	400人程度	2020年10月15日
3. 講座 ・ 女性管理職養成セミナー ・ 男性管理職向けワークショップ ・ 市町村職員向けセミナー ・ 市町村職員向けセミナー(人事担当者向け)	管理職として必要なビジネスセンスや実践力を身に付けるためのセミナーを開催する。 企業の女性管理職等を対象に、女性社員の育成や多様な働き方に対する理解を促進するためのワークショップを開催する。 市町村における女性の活躍を進めることで、県全体として女性の活躍の促進を図るためのセミナーを開催する。 市町村における女性の活躍を進めることで、県全体として女性の活躍の促進を図るためのセミナーを開催する。	20人×4回 30人×6回 75人程度×2回 60人	10～2月 10～11月 令和2年10月7日、12月16日 2020年12月16日
4. 相談事業 ・			
5. 情報収集・提供 ・ 市町村男女共同参画推進資料の作成 ・ 情報ライブラリー図書・視聴覚資料整備	市町村の男女共同参画を推進するため、関連法令や県内市町村の男女共同参画条例・計画の策定情報等をホームページにより情報提供する。 ウィルあいち情報ライブラリー用図書、視聴覚資料を整備する。		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画阻害事項相談申出制度	県民から知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出があった場合、第三者的な立場からその内容を調査し、必要な助言を行う。		
7. 交流促進 ・ あいち男女共同参画のつどい	地域・職域で活躍する女性リーダー等のネットワーク形成を促進するため、学習及び交流の場を設ける。	400人程度	2020年10月15日
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性の活躍理系女子応援事業 ・ あいち女性の活躍促進会議 ・ あいち女性の活躍促進サミット2020 ・ 「あいち女性輝きカンパニー」認証事業 ・ 女性の活躍促進コーディネーター活動事業 ・ 女性の活躍プロモーション事業 ・ 女性の活躍企業魅力発信事業 ・ 女性の活躍女性管理職比率向上推進事業 ・ 女性の活躍中小企業行動計画策定支援事業	女性の技術者・研究者の職場環境や理系分野でのキャリア形成のイメージを掴むため、女子高生による企業・大学の取材及び情報発信を行う。 ※新型コロナウイルスの関係で中止 「女性の活躍＝経営戦略」である考え方の浸透や企業等トップの意識改革促進を図るため、企業等をメンバーとする会議を開催する。 ※新型コロナウイルスの関係で中止 女性の活躍に向けた取組を加速化させるため、経営トップの意識改革をすることを目的としたサミットを開催する。 女性の活躍に向けた具体的な取組を積極的に実施する企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証する。 企業等のニーズに応じて、女性の活躍促進に向けた相談対応、アドバイスの提供、情報提供等を行うコーディネーターを設置する。 県が実施する女性の活躍促進の取組に協力いただける企業・団体と連携し、取引先企業に対し女性の活躍促進に向けた県施策活用を働きかけるため、資材等の作成やセミナーを行う。 県内企業における女性活躍の好事例や、活躍する女性のロールモデル等、女性が輝く企業の魅力を県内外に広く情報発信する。 女性管理職の魅力を発信する冊子を作成し、管理職になる前の女性が他の中小企業等で活躍する女性管理職と交流できる座談会、キャリアアップセミナー、市町村職員向けセミナーの開催及び企業等へ専門家を派遣し、先進モデルの形成を行う。 女性活躍推進法の改正内容の周知を図る説明会を開催し、一般事業主行動計画の策定を支援する。県Webサイトを活用し、支援企業の課題や解決策を情報発信する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 「はがき1枚からの男女共同参画」作品募集	「子どもにとっての男女共同参画」をテーマとして、男女共同参画を絵と文字でイメージしたはがきを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行う。 ※新型コロナウイルスの関係で中止		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	愛知県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他	3		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	愛知県議会会議規則第2条		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成31年2月15日 ~ 令和5年2月14日
副 知 事	3 人	(女性 1 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	69	5	7.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	5	7.4	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	4	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	31	2	6.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	3	37.5	
	2 国土利用計画地方審議会	17	6	35.3	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	22	0	0.0	交通安全対策基本法で委員に充てる職が規定されているため
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	10	33.3	
	7 精神医療審査会	25	9	36.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	30	9	30.0	
	10 准看護師試験委員会	15	9	60.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	30	9	30.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	9	45.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	19	7	36.8	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	14	9	64.3	
	24 石油コンビナート等防災本部	53	0	0.0	石油コンビナート等災害防止法第28条により、委員は行政職員等の役職をもって充てているため
	25 公害健康被害認定審査会	15	6	40.0	
	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	33	1	3.0	
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	21	0	0.0	審議会条例第4条において委員を当て職としているため
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31 介護保険審査会	45	16	35.6	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	25	9	36.0	
	34 警察署協議会	477	192	40.3	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	41	0	0.0	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十八条により、委員は行政職員等の役職をもって充てているため
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	6	2	33.3	
	44 留置施設視察委員会	8	3	37.5	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	30	10	33.3	
	46 指定難病審査会	10	4	40.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	15	4	26.7	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
	合 計	1,201	385	32.1	
	女性委員0の審議会数	4			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	21	6	28.6	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	75	14	18.7	
	女性委員0の委員会数	3			